

## 個人情報の保護について

当院では、刑法、個人情報の保護に関する法律および関連法規に基づき、患者さんの個人情報の適切な保護に努めています。

当院では、患者さんの傷病に関する情報は、患者さんのよりよい治療のため、医学医療の発展と治療成績の向上のため、その他の正当な目的のためにのみ、次に挙げる目的で使用します。それ以外の場合、患者さんの通院の有無や状況、診断名、診療内容などの個人情報を個人を特定できる形で患者さん本人以外の方にお知らせすることや一般に公開することは原則的にありません。

### 1. 当院での医療の提供

- ・ 他の医療機関、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携と、これらの機関からの照会への回答
- ・ 外部の医師等に診療に必要な意見・助言・情報提供等を求める場合
- ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ 患者さんがご希望される場合、または診療上の必要に応じての、ご家族など関係者の方々に対する診療の状況の説明
- ・ 患者さんに提供する医療の向上の目的のため、その他患者さんへの医療提供に関する利用

### 2. 診療費請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- ・ その他、自動車損害賠償責任保険、任意保険、損害保険などによる診療費の手続き

### 3. 当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療に関する調査・記録・分析、監督官庁・政府機関、地方自治体の機関、その他外部の専門家・専門機関・監査機関等に対する報告、届出や情報提供
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する利用

### 4. 学校、幼稚園、保育園で受けた傷病の診療で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払い請求の手續に際して、患者さん本人やご家族に代わって学校、幼稚園、保育園の教職員の方が必要書類を持って手續に来院された場合、教職員の方に医療などの状況を示す文書を交付することがあります。

### 5. 医療・保健・公衆衛生などの行政手続きや司法・行政機関、その他公的組織からの要請、学術的な調査研究など公益のための次の例のような場合に、患者さんや患者さんのご家族など関係者の方々の個別の了承を頂くことなく各種届出等を行ったり診療情報を用いることがあります。

- ・ 当院内において行われる医療実習への協力
- ・ 医療・保健・公衆衛生の向上などを目的とした研究や調査を行う、またはそれらに参加する場合、患者さんや患者さんのご家族など関係者の方々の個別の了承を頂くことなく個人が特定されない形で診療情報を用いることがあります。
- ・ 医療事故や医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・ 監督官庁やその他政府・地方自治体の機関、外部の専門家・専門機関・監査機関等に対し、医療・保健・公衆衛生行政および当院での診療に必要な届出、報告や情報提供などを行う場合
- ・ 裁判所、検察庁、警察、その他司法警察職員、および弁護士会から、刑事訴訟法、弁護士法その他の法令に基づいて照会があった場合、患者さんや患者さんのご家族など関係者の方々の了承を得ずに回答することがあります。
- ・ 災害や事故の際の安否情報や傷病者の発生、発生数やその内容等の情報提供を求められた場合、患者さんや患者さんのご家族など関係者の方々の個別の了承を頂くことなく情報を開示する場合があります。

### 6. 患者さんが犯罪に関与している、あるいは巻き込まれているなどと疑われる、例えば次のような場合、関係の官庁、警察などに通報することがあります。これらのような場合には患者さんや患者さんのご家族など関係者の方々の了承を頂くことはありません。

- ・ 労働災害を隠しているような場合
- ・ 交通事故を隠しているような場合
- ・ 虐待を受けたお子さんなどの場合
- ・ 傷害事件が疑われる場合
- ・ 患者さんが犯罪の被疑者の場合
- ・ 健康保険証の不正な使い方をしようとした、あるいは不正な使い方をした場合
- ・ 虚偽の申告に基づいて診断書や証明書など文書の発行を求めた場合
- ・ その他、犯罪が関係する疑いが持たれる場合

付記

- ・ 損害保険会社、生命保険会社などから患者さんの診療の状況などの照会があった場合には、原則として、患者さんの同意を得、患者さんに回答の内容を提示した上で、回答します。
- ・ 上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ・ これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

## 患者さんの個人情報の保護に関する院内規則

- 1 基本理念
- 1-1 院内規則の目的
- 1-2 他の院内規則等との関係
- 1-3 守秘義務
- 2 用語の定義
- 3 個人情報の取得
- 3-1 利用目的の通知
- 3-2 利用目的の変更
- 4 診療記録等の取り扱いと保管
- 4-1 診療記録等の保管の際の注意
- 4-2 診療記録等の利用時の注意
- 4-3 診療記録等の修正
- 4-4 診療記録等の院外持ち出し禁止
- 4-5 診療記録等の廃棄
- 4-6 目的外利用の禁止
- 4-7 匿名化による利用
- 5 個人情報の第三者への提供
- 5-1 患者本人の同意にもとづく第三者提供
- 5-2 患者本人の同意を必要としない第三者提供
- 6 個人情報の本人への開示と訂正
- 6-1 個人情報保護の理念にもとづく開示請求
- 6-2 診療記録等の開示を拒みうる場合
- 6-3 診療記録等の開示を求めうる者
- 6-4 代理人からの請求に対する開示
- 6-5 内容の訂正・追加・削除請求
- 6-6 診療記録等の訂正等を拒みうる場合
- 6-7 訂正等の方法
- 6-8 利用停止等の請求
- 6-9 「診療情報の提供に関する指針」にもとづく開示
- 7 苦情・相談等への対応
- 7-1 苦情・相談等への対応
- 7-2 外部の苦情・相談受付窓口の紹介
- 8 雑則
- 8-1 院内規則の見直し

### 1 基本理念

#### 1-1 院内規則の目的

当院の全職員は、この「院内規則」および「個人情報の保護に関する法律」とその関係法令にもとづき、患者さんとその関係者（以下患者等）に関する個人情報を適切に取り扱う。

#### 1-2 診療情報の提供

診療情報の提供については、前段に挙げた法令、院内規則のほか、日本医師会「診療情報の提供に関する指針」ならびに厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」に従う。

#### 1-3 守秘義務

すべての職員は、その職種の如何を問わず、当院の従業者として、職務上知り得た患者の個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。当院を退職した後においても同様とする。すべての職員は、この義務を遵守することを書面によって誓約する。

### 2 用語の定義

#### (1) 個人情報

生存する患者等の個人を特定することができる情報のすべて。

氏名、生年月日、住所等の基本的な情報から、既往症、診療の内容、受けた処置の内容、検査結果、それらにもとづいて医療従事者がなした診断・判断、評価・観察等までも含む。

(2) 診療記録等

診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について作成または収集された書面、画像等の一切（診療録、各種検査記録、X線写真、紹介状、処方せんの控えなど）。

(3) 匿名化

個人情報の一部を削除または加工することにより、特定の個人を識別できない状態にすること。

(4) 職員

当院の業務に従事する者で、正職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員を含む。

(5) 開示

患者本人または別に定める関係者に対して、これらの者が当院の保有する患者本人に関する情報を自ら確認するために、患者本人等からの請求に応じて、情報の内容を書面で示すこと。

書面として記録されている情報を開示する場合には、そのコピーを交付することとする。

3 個人情報の取得

3-1 利用目的の通知

職員は、患者から個人情報を取得する際には、その情報の利用目的、当該情報を第三者に提供する場合について、あらかじめ患者に通知する。ただし、通常の診療の範囲内での利用、第三者提供の場合には、院内掲示をもって代える。

3-2 利用目的の変更

前項の手順にしたがって特定した利用目的を後に変更する場合には、改めて患者に利用目的の変更内容を通知し、または院内掲示等により公表する。ただし、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えることのないよう留意する。

4 診療記録等の取り扱いと保管

4-1 診療記録等の保管の際の注意

診療記録等の保管については、毎日の業務終了時に所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意する。

4-2 診療記録等の利用時の注意

患者の診療中や事務作業中など、診療記録等を業務に利用する際には、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するとともに、記録の内容が他の患者など部外者等の目に触れないよう配慮する。

4-3 診療記録等の修正

診療記録等を後日書き改める場合には、もとの記載が判別できるように二重線で抹消し、訂正箇所の日付を記入し訂正者名を署名する。

4-4 診療記録等の院外持ち出し禁止

診療記録等は原則として院外へ持ち出してはならない。

4-5 診療記録等の廃棄

法定保存年限または、当院所定の保存年限を経過した診療記録等を廃棄処分する場合には、裁断する。

4-6 目的外利用の禁止

法律の定める利用目的の制限の例外に該当する場合を除き、あらかじめ患者本人の同意を得ないで3-1で特定した利用目的の達成に必要な範囲を越えて、患者の個人情報を取り扱ってはならない。

4-7 匿名化による利用

患者の診療記録等に含まれる情報を、診療および診療報酬請求事務以外の場面で利用する場合には、その利用目的を達しうる範囲内で、可能な限り匿名化する。

5 個人情報の第三者への提供

5-1 患者本人の同意にもとづく第三者提供

患者の個人情報を第三者に提供する際には3-1にもとづいてあらかじめ通知している場合を除き、原則として本人の同意を得なくてはならない。法令にもとづく第三者提供であっても、第三者提供をするか否かを当院が任意に判断しうる場合には、提供に際して原則として本人の同意を得るものとする。

5-2 患者本人の同意を必要としない第三者提供

5-1の規定にかかわらず以下の場合には、個人情報の保護に関する法律第23条の規定により、本人の同意を得ることなく第三者へ提供することができる。

- (1) 法令上の届け出義務、報告義務等にもとづく場合
- (2) 意識不明または判断能力に疑いがある患者につき、治療上の必要性から病状等を家族、関係機関等に連絡、照会等をする場合
- (3) 地域がん登録事業への情報提供、児童虐待事例についての関係機関への情報提供など、公衆衛生の向上又は児童の保護のために必要性があり、かつ本人の同意を取得することが困難な場合
- (4) その他、法令にもとづいて国、地方公共団体等の機関に協力するために個人情報の提供が必要であり、かつ本人の同意を取得することにより、当該目的の達成に支障を及ぼす恐れがある場合

## 6 個人情報の本人への開示と訂正

### 6-1 個人情報保護の理念にもとづく開示請求

当院の患者は、当院が保有する自己の個人情報について、書面にもとづいて開示を請求することができる。

当院は、患者から自己の個人情報の開示を求められた場合には、開示請求に応じるか否かを決定し、開示請求を受けた時から原則として10日以内に、書面により、開示を拒む場合にはその理由も付して、請求者に回答する。

### 6-2 診療記録等の開示を拒みうる場合

6-1の規定において、患者からの個人情報の開示の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、当院は開示を拒むことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 開示することが法令に違反する場合

### 6-3 診療記録等の開示を求めうる者

当院の規定にもとづいて患者の診療記録等の開示を請求しうる者は、以下のとおりとする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者の法定代理人
- (3) 患者の診療記録等の開示請求をすることについて患者本人から委任を受けた代理人

### 6-4 代理人からの請求に対する開示

代理人など、患者本人以外の者からの開示請求に応ずる場合には、開示する記録の内容、範囲、請求者と患者本人との関係等につき、可能な限り患者本人に確認し説明をおこなう。

### 6-5 内容の訂正・追加・削除請求

当院の患者が、当院の保有する、患者本人に関する情報に事実でない内容を発見した場合には、書面により訂正・追加・削除（以下訂正等）すべき旨を申し出ることができる。

当院は、訂正等の請求を受けた際には、訂正等の請求に応じるか否かを決定し、訂正等の請求を受けた時から原則として3週間以内に、書面により請求者に対して回答する。

### 6-6 診療記録等の訂正等を拒みうる場合

6-5の規定にもとづく患者からの個人情報の訂正等の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、当院は訂正等を拒むことができる。

- (1) 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合
- (2) 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合
- (3) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
- (4) 対象となる情報について当院には訂正等の権限がない場合

### 6-7 訂正等の方法

6-5および6-6の規定にもとづいて診療記録等の訂正等をおこなう場合には、訂正前の記載が判読できるよう当該箇所を二重線等で抹消し、新しい記載の挿入を明示し、併せて訂正等の日時、事由等を付記する。訂正等の請求に応じなかった場合においても、請求があった事実を当該部分に注記する。

### 6-8 利用停止等の請求

患者が、当院が保有する当該患者の個人情報の利用停止、第三者提供の停止、または消去（以下利用停止等）を希望する場合は書面によりその旨を申し出ることができる。

当院は、利用停止等の請求を受けた際には、利用停止等の請求に応じるか否かを決定し、請求を受けた時から原則として1週間以内に、書面により請求者に対して回答する。

#### 6-9 「診療情報の提供に関する指針」にもとづく開示

患者からの診療記録等の開示請求が、医師・医療機関と患者等との信頼関係の構築、疾病や治療に対する正しい理解の助けとすることを目的としたものである場合には、当院の「診療情報の提供に関する規定」および日本医師会「診療情報の提供に関する指針」にもとづいて対応する。

### 7 苦情・相談等への対応

#### 7-1 苦情・相談等への対応

個人情報取り扱い等に関する患者等からの苦情・相談等は、受付で対応する。

#### 7-2 外部の苦情・相談受付窓口の紹介

7-1により受け付けた患者からの苦情・相談等については、患者の意向を聞きつつ必要に応じて医師会または行政の患者相談窓口等を紹介する。

### 8 雑則

#### 8-1 院内規則の見直し

この「院内規則」は、制定後少なくとも2年毎に一回見直す。

## 当院における患者の個人情報の通常の利用目的

- 患者等に提供する医療サービスとして、以下のような場合など
  - ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
  - ・他の医療機関等からの照会への回答
  - ・患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・家族等への病状説明
- 患者に係る管理運営業務として、以下のような場合など
  - ・会計・経理
  - ・当該患者の医療サービスの向上
  - ・事故等の内部調査と記録
- 医療保険事務（公的医療保険、労災保険、公務災害、自賠責保険）として、以下のような場合など
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関への診療報酬明細書の提出  
（およびそれに付随するコメント、診断書、療養の経過の説明書など）
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 医療機関等の管理運営業務として、以下のような場合など
  - ・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当院内において行われる医療実習への協力
  - ・医療の質の向上を目的として当院内で行われる症例研究
  - ・監督官庁、外部監査機関への情報提供
  - ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 法令上の届け出義務、報告義務等にもとづく第三者提供として、以下のような場合など
  - ・患者が不正な手段で療養の給付を受けようとした、あるいは受けたときの保険者、労働基準監督署、警察、監督官庁や関係官庁などへの情報提供または届出  
（刑法第246条、保険医療機関及び保険医療養担当規則第2条等）
  - ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告  
（児童虐待の防止等に関する法律第6条）
  - ・要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告  
（児童福祉法第25条）
  - ・医師が感染症の患者等を診断した場合における都道府県知事等への届出  
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条）
  - ・特定生物由来製品の製造承認取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行う、当該製品を使用する患者の記録の提供  
（薬事法第68条の9）
  - ・医師、薬剤師等の医薬関係者による、医薬品製造業者等が行う医薬品等の適正使用のために必要な情報収集への協力  
（薬事法第77条の3）
  - ・医師、薬剤師等の医薬関係者が行う厚生労働大臣への医薬品等の副作用・感染症等報告  
（薬事法第77条の4の2）
  - ・医師等による特定医療用具の製造承認取得者等への当該医療用具利用者に係わる情報の提供  
（薬事法第77条の5）
  - ・自ら治験を行う者が行う厚生労働大臣への治験対象薬物の副作用・感染症報告  
（薬事法第80条の2）
  - ・医師が麻薬中毒者と診断した場合における都道府県知事への届出  
（麻薬及び向精神薬取締法第58条の2）
  - ・保険医療機関及び保険薬局が療養の給付等に関して費用を請求しようとする場合における審査支払機関への診療報酬請求書・明細書等の提出等  
（健康保険法第76条等）

- ・ 家庭事情等のため退院が困難であると認められる場合等患者が一定の要件に該当する場合における、保険医療機関による健康保険組合等への通知  
（保険医療機関及び保険医療養担当規則第10条等）
- ・ 診療した患者の疾病等に関して他の医療機関等から保険医に照会があった場合における対応  
（保険医療機関及び保険医療養担当規則第16条の2等）
- ・ 施設入所者の診療に関して、保険医と介護老人保健施設の医師との間の情報提供  
（老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準第19条の4）
- ・ 患者から訪問看護指示書の交付を求められた場合における、当該患者の選定する訪問看護ステーションへの交付及び訪問看護ステーション等からの相談に応じた指導等  
（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4等）

Ver. 0.9	2003年10月1日制定公開
Ver. 1.0	2005年4月1日制定公開
Ver. 1.1	2008年2月1日改定公開
Ver. 1.2	2008年5月1日改定公開